

「一時預かりについて」

三宅村では子育て世帯への支援として、保護者の通院や検診、リフレッシュ、短時間就労など、理由を問わずお子さんを預かる一時保育を実施しています。

【対象者】 三宅村に住所がある1歳児～就学前のお子さん。平日は保育園を利用していないお子さん。土曜日は、保育園を利用しているお子さんも対象です。病児病後児保育は出来ません。

【場 所】 三宅村阿古福祉会館内

【実施日】 火曜日・金曜日・土曜日の週3日間

【時 間】 午前9時～午後4時30分の6時間以内

次のページ

【定 員】 同一時間に概ね2～3人（要相談）

【利用方法】 ・ Googleフォームからの受付となりますのQRコードを読み取ってアクセスしてください。

（1日～7日まで）8日以降は子ども家庭支援センターへ電話でお問い合わせください。

【利用可能日数】

昨年より一時預かり事業を行ってきましたが、一時預かり利用者が増え、一人でも多くの方々にご利用いただくため、令和7年12月利用分から利用可能上限日数を変更いたします。

（現 行）同じお子さんが週2日まで利用可能

（変更後）同じお子さんが月4日まで利用可能

次のページ

なお、実施曜日や予約方法についての変更はありません。
詳細や不明な点がありましたら、三宅村子ども家庭支援センターまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

三宅村役場 保健福祉課内

三宅村子ども家庭支援センター

電話：04994-5-0982